

藤沢市告示第 189 号

藤沢市市税条例（平成 10 年藤沢市条例第 16 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。）及び藤沢市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に法第 20 条第 1 項に規定する書類の送達先となる住所、居所、事務所若しくは事業所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

2026 年（令和 8 年） 8 月 14 日

藤沢市長 鈴木 恒夫

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町